

健康食品管理士の資格制度の変更について

一般社団法人 日本食品安全協会（以下協会）は、従来の健康食品管理士に加えて「上級健康食品管理士」の資格を新設し、平成25年7月1日より資格制度を下記のように変更する。

記

健康食品管理士資格制度を以下のように定める。

1. 健康食品管理士
2. 上級健康食品管理士

1. 健康食品管理士の認定方法とその資格維持

健康食品管理士の認定方法は従来通りである。健康食品管理士の資格は、協会から発信される新しい情報を会報、ホームページ等から積極的に受け取れる状態にあり、5年間に以下の条件を満たすことにより更新できる。

健康食品管理士資格更新条件

- 1) 健康食品管理士会会員であること
- 2) 5年間で10単位以上を取得すること

単位取得のための方法の選択は自由とする。組み合わせでの取得が可能である

更新試験：1回合格6単位

研修会：1回参加5単位（DVD（有料）による研修方法もある）

学会活動：活動レベルで単位数が異なる（2～8単位）

協会主催の教育プログラム（有料）^{註1}：1科目取得5単位

- 3) 5年間で10単位が取得できなかった会員には個別に対応する

2. 上級健康食品管理士の認定方法とその資格維持

上級健康食品管理士とは、協会が「特に秀でた能力を有する健康食品管理士であることを積極的に認めた会員」である。

5年間「健康食品管理士」であり、以下の認定条件を満たした者は申請することにより、上級健康食品管理士として認定される。現在すでに5年間の更新をした者は「上級健康食品管理士」と認定される。この資格は5年毎に以下の条件を満たせば、更新申請を行うことにより維持される。上級健康食品管理士には別記のような特典が与えられる。

上級健康食品管理士資格認定・更新条件

- 1) 健康食品管理士会会員であること
- 2) 5年間で必須（35単位）と選択（15単位）で合計50単位以上を取得すること
更新試験：1回合格6単位（5回合格必須）
研修会：1回参加5単位（1回参加必須）（DVD（有料）による研修方法もある）
学会活動：活動レベルで単位数が異なる（2～8単位）
協会主催の教育プログラム（有料）^{註1}：1科目取得5単位
- 3) 5年間で50単位が取得できなかった会員には個別に対応する

上級健康食品管理士の特典

- 1) 会員自身、公的機関又は企業等の求めに応じ、健康食品管理士として一定の能力を有することを証明する。
- 2) 公的機関又は企業等の講演依頼、求人等に対し優先的に推薦する。
- 3) 協会が発行する書籍は、全て定価の30%引きで購入できる（書籍によって購入可能冊数に上限あり）。
- 4) 会報著者の一部および協会理事の著者サイン入り書籍を割引価格で購入できる（書籍によって購入可能冊数に上限あり）。
- 5) 協会が今後施行する教育プログラム（有料）^{註1}を大幅割引で受講できる。
- 6) 協会が有用と認めた教育プログラム^{註2}、学会等に割引価格で参加できることがある。

註1：協会が主催する教育プログラム（有料）について

協会は平成25年秋より順次いくつかの教育プログラムを施行し、そのプログラム修了者には単位を付与するとともに、その能力のレベルの証明書を与える。

現在の予定としては、素材情報を最初として、臨床検査、栄養学、栄養と料理、GMP等を順次施行する。

註2：平成25年6月現在以下の特典は決定している。

- ① 公益法人日本ウオーキング協会の指導者資格取得における価格、科目免除等の特典を受けられる。
- ② 一般社団法人日本健康食品規格協会のナイトセミナーを割引で受けられる。
- ③ 株式会社RDサポートの主催する有料セミナーを割引で受けられる。
- ④ 株式会社エコロジーヘルスラボの主催する有料セミナーを割引で受けられる。
- ⑤ その他、現在種々交渉中である。

以上

付記 資格制度を変更するにあたり、これまでの健康食品管理士会費未納者の取扱いについて

会費未納者にあつては、未納会費を全納するか、又は再登録料2万円を支払うことによって再度会員になれる。

この措置は現在の政治的状況を鑑みての措置であるので、この措置が適応される期間は平成25年7月1日から平成26年3月末までとする。